

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の概要（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国民健康保険税の算定項目のうち、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額するため改正するもの	工 義 務 権 利	才 市 税 等	市税の賦課徴収に関するものであるため。
2	花巻市廃棄物処理等手数料条例の一部を改正する条例	花巻地域と東和地域のし尿運搬手数料を統一するため改正するもので、手数料額については、引き上げを予定している。	カ (ア) 地 域 条 例	才 市 税 等	し尿収集運搬に対する対価である手数料を定めるものであり、市税等の徴収に関するものであるため。
3	花巻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。 ・育児休業等を行うことができない職員の範囲の改正 ・出生の日から一定期間内に育児休業をした場合の特例 ほか	対 象 外		市職員の育児休業等について定めるものであるため。
4	花巻市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	育児休業、介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。 ・3歳未満の子のある職員の育児のための超過勤務の免除 ほか	対 象 外		市職員の育児のための超過勤務の免除等について定めるものであるため。
5	花巻市常勤特別職の給料の減額支給に関する条例	市長、副市長の給料の減額支給について定めようとするもの	対 象 外		市長、副市長の給料の減額を定めるものであるため。
6	花巻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告の趣旨を尊重し、平成22年12月に支給する期末手当の額を減額する措置を講ずるための改正を行う見込み。	対 象 外		人事院勧告の趣旨を尊重し、職員の期末手当の減額を定めるものであるため。
7	花巻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告の趣旨を尊重し、平成22年12月に支給する期末手当の額を減額する措置を講ずるための改正を行う見込み。	対 象 外		人事院勧告の趣旨を尊重し、議員の期末手当の減額を定めるものであるため。
8	花巻市常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告の趣旨を尊重し、平成22年12月に支給する期末手当の額を減額する措置を講ずるための改正を行う見込み。	対 象 外		人事院勧告の趣旨を尊重し、常勤の特別職の期末手当の減額を定めるものであるため。
9	花巻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告の趣旨を尊重し、平成22年12月に支給する期末手当の額を減額する措置を講ずるための改正を行う見込み。	対 象 外		人事院勧告の趣旨を尊重し、教育長の期末手当の減額を定めるものであるため。
10	花巻市振興センター条例 花巻市集会施設条例 花巻市農業振興施設条例 花巻市技術振興会館条例 花巻市高齢者創作館条例 花巻市大迫交流活性化センター条例 石鳥谷国際交流施設条例 石鳥谷八日市いきいき交流館条例 東和コミュニティセンター条例 東和高齢者コミュニティセンター条例	地域づくりの拠点施設である振興センターを市の管理から指定管理へ移行するために改正するもの	対 象 外		市の管理から指定管理へ移行するものであり、市民の利用形態等には変更はないため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の概要（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
11	花巻市営バス条例の一部を改正する条例	東和地域で運行している市営バスについて、停留所の名称変更及び既存路線を一部延伸するため条例の一部改正を行うもの。	対象外		東和地域の平成23年度の小学校統合に伴い、停留所の名称変更及び小学生の交通手段を確保するため、路線の一部延伸を定めるものであるため。
12	花巻市児童遊園設置条例を廃止する条例	わかたけ児童遊園の所管を利用状況に応じて見直したことに伴い、都市公園として管理するため、児童遊園設置条例を廃止するもの。	対象外		施設の所管を変更するものであり、市民の利用形態等には変更がないため。
13	乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例	健康保険法等の一部を改正する法律により高額介護合算療養費が創設されたことに伴い、給付額から控除する額について、高額療養費を控除することに加えて、高額介護合算療養費も控除する必要があるため、条例を改正するもの。	対象外		医療費給付と高額介護合算療養費の2重給付により、被保険者に返還手続き等の負担を与えないための取扱いを定めるものであり、市民の手続き等に変更はないため。
14	仮称) 空と文化の交流施設条例	花巻空港旧ターミナルビルを観光交流、国内・国際交流及び市民活動交流の拠点施設として、活用するため施設の設置条例を制定するもの。	対象外		花巻空港旧ターミナルビル施設の利用方法などについて定めるものであるため。
15	仮称) 花巻市公園条例	農村公園、河川公園、大迫コミュニティ公園、東和親水公園の所管をそれぞれの利用状況に応じて見直したことに伴い、都市公園に準じ管理内容等の統一を図るため、対象条例を廃止し、新規に本条例を制定するもの。	対象外		施設の所管を変更し、一元的に管理することを定めるものであり、市民の利用形態等には変更がないため。
16	花巻市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例	平成22年度完了予定である花巻地区の湯本北部地区農業集落排水施設と石鳥谷地区の八幡・八日市地区農業集落排水施設について、供用開始するにあたり、条例第2条に定める「地区、施設の名称、排水区域等」に加えるものである。	対象外		整備の完了した農業集落排水施設の供用開始区域を追加するものであるため。
17	花巻市手数料条例の一部を改正する条例	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、危険物貯蔵所等の設置許可申請手数料等の減額改正を内容とするもの。 改正に係る危険物関係手数料は政令により地方公共団体の手数料標準額が示されている。	対象外		政令の改正に対応し、危険物貯蔵施設等の設置許可申請手数料を定めるものであるため。